

第2章

平成22年度において実施する環境の 保全及び創造に関する取組み

22年度においては、第1章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に実施します。

1 基本的施策の推進

「安心とやま」の実現に向けて、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を目指し、16年3月に改定した環境基本計画

に基づき、県民、事業者、行政が連携協力して、環境の保全と創造に関する各種施策を推進します。

2 安全で健康な生活環境の確保

環境基準の達成維持に向け、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画などの個別計画を推進します。また、環境の現況を把握するため、大気、水質等に関する監視調査を実施するとともに、ダイオキシン類などの化学物質の実態調査を実施します。さらに、地下水指針に基づいて、冬期間の地下水位低下対策や自噴井戸保全対策を推進します。

また、「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、水に関する施策を総合的に推進します。

(1) 健康で快適な大気環境の確保

ア 「安全で健康な大気環境の確保」と「快適な大気環境の創造」を目指し、近年影響が懸念されている黄砂や越境大気汚染、微小粒子状物質等の新たな大気汚染物質等に適切に対応するため、ブルースカイ計画の見直しを進めます。

県民・事業者によるエコドライブの実践を推進するとともに、低公害車の普及啓発や県有車への率先導入などを実施します。

イ 環境基準の達成状況等を把握し、適切な対応を図るため、一般環境観測局23局及び自動車排出ガス観測局7局で、二酸化硫黄、二酸化窒素等を測定する

とともに、これらの観測データを大気汚染監視テレメータシステムにより収集、解析し、光化学オキシダント注意報の発令などに備えます。また、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質の監視を開始します。

ウ 工場等のばい煙発生施設の排出基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導します。また、揮発性有機化合物について排出基準の遵守状況を監視するとともに、事業者の自主的削減を進めるための方策を検討します。

エ 悪臭防止について、市町村への技術指導・助言を実施します。また、畜産農家の環境保全対策を推進するため、推進指導協議会を開催し、総合的な指導体制を整備するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導等を行います。

オ 苦情の原因となる悪臭、汚水、衛生害虫の発生を未然に防ぐため、事業者等への監視指導を実施します。

カ アスベストの飛散防止の徹底を図るため大気汚染防止法に基づき届出された解体等作業現場に対して立入調査を実施し、作業基準の遵守を指導すると

ともに、一般環境大気中の濃度を調査します。

また、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき石綿健康被害救済基金へ負担金を拠出します。

キ 環境放射能の実態を把握するため、大気浮遊じん、降水等について調査を実施します。

(2) 豊かで清らかな水環境の確保

ア 「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目指し、クリーンウォーター計画を推進します。

イ 21年度に実施した17河川24水域の利用目的や水質等の基礎調査結果を踏まえ、水質環境基準の水域類型指定の見直しを検討します。

ウ 水生生物の生息及び生育環境の保全を目的として新たに設定された水生生物保全環境基準の類型指定に向けて、魚類の生息や水質等の調査を実施します。

エ 河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の合計124地点において、健康項目、生活環境項目、要監視項目などについて、水質調査を実施します。

オ 主要海水浴場において水質調査を実施します。

カ 工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施します。

キ 河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属（水銀、鉛等）について調査を実施します。

ク 富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、工場・事業場における窒素、リンの削減対策を促進するとともに、海域において、環境モニタリングを実施します。

ケ 主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚濁の未然防止を図るため、小牧ダム及び臼中ダムにおいて、水質調査を実施します。

コ 地下水質の環境基準達成状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において水質調査を実施します。

サ 水質汚濁事故の未然防止の推進や事故時の関係者の連携協力体制を一層強化するため、関係機関、事業者団体等からなる「水質汚濁事故対策連絡会議」を設立します。

シ 漁場環境の監視や漁業被害に関する情報の収集を行います。また、漁業者に対し漁場環境保全に関する知識の普及に努めます。

ス 定置網漁場を中心とした36地点において、水質環境調査を実施します。

セ 富山湾の漁場環境の現状を明らかにするため、水質、底質及び底生生物の調査を実施します。

ソ 全県域下水道化新世紀構想に基づき、小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道（10市4町1村）及び特定環境保全公共下水道（10市4町）の整備を推進し、下水道の普及を図ります。また、農村下水道やコミュニティ・プラントの整備を進めます。

タ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市町村と連携して合併処理浄化槽を設置する住民に助成するなど、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

チ とやま21世紀水ビジョンに基づき、「健全な水循環系の構築」、「水を活かした文化・産業の発展」及び「地球規模の水問題へのとりくみ」を県民、事業者及び行政などが一体となって推進し、「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」の実現を目指します。

(3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保

ア 神通川流域農用地土壌汚染対策地域及び黒部地域農用地土壌汚染対策地域の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に展示ほ場を設置して技術指導を行い、客土水田の水

稲収量やカドミウム濃度等の調査を行います。

- イ 神通川流域産米流通対策地域及び黒部地域産米流通対策地域について、復元事業を推進するとともに、産米のカドミウム濃度等の調査を行います。
- ウ 土壌汚染対策法の普及啓発を図るとともに、「土壌汚染リスク情報管理システム」により、土壌汚染リスク情報の管理と活用を図ります。
- エ 地下水位の変動状況を把握するため、33観測井において地下水位の常時観測を実施します。
- オ 地下水塩水化の実態を把握するため、海岸部130地点において地下水の塩化物イオン濃度調査を実施します。
- カ 市町村や関係団体と連携して、地下水涵養や自噴井戸保全対策について普及啓発を推進します。
- キ 冬期間の地下水位低下対策を推進するため、引き続き、節水に関する普及啓発や揚水設備の立入検査を実施するとともに、昨年度実施した地下水利用状況調査結果の取りまとめを行います。
- ク 富山地域及び高岡・射水地域において、地盤高の変動を把握するため、測量調査を実施します。

(4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

- ア 自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、交通量の多い主要な道路において面的評価システムを利用した騒音調査を実施します。
- イ 自動車騒音等を低減するため、高度道路交通システムの整備や道路構造の改造等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進します。
- ウ 航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施します。
- エ 工場・事業場からの騒音問題について、市町村の要請に基づき、技術支援を実施します。

(5) 化学物質による環境リスクの低減

- ア PRTR 制度について、国から通知さ

れる届出データを活用し、県内における排出量等についての集計、公表を行います。

- イ 化学物質管理計画を策定していない事業者に対し、計画の策定手順や内容について助言するなど、技術的な支援を行います。
- ウ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）、地下水質及び土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施します。
- エ 工場・事業場におけるダイオキシン類の排出状況等を把握し、ダイオキシン類の排出削減対策等を指導します。
- オ 富岩運河等の底質ダイオキシン類について、対策工法や汚染原因の検討を行います。

また、富山新港東埋立地について、周辺環境の監視調査を引き続き実施します。

- カ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施します。
- キ 内分泌かく乱化学物質の実態を把握するため、主要7河川において水質調査を実施します。
- ク ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施します。
- ケ 地下水の有機塩素系化合物等の汚染状況を定期的に監視するとともに、新たな地下水汚染が判明した場合には、汚染井戸周辺において汚染範囲等について詳細な調査を実施します。
- コ 有機物資源の有効活用による土づくりと農薬・化学肥料の低減に一体的に取り組む「エコファーマー」の認定を推進するとともに、地域がまとまって化学肥料・農薬を大幅に低減する取り組みを支援し、「環境にやさしい農業」の普及拡大を推進します。

また、農薬の飛散を原因とする住民・農作物・周辺環境への影響が生じないよう、農薬の適正利用や農薬のみに依存しない総合的な防除手法の普及啓発に努めます。

さらに、安全な農作物を生産し、環境を保全するために、農業者自らが取り組む、いわゆる適正農業規範(GAP)の推進を図ります。

サ 食品中における水銀、PCB等有害物質の汚染状況を把握するため、食品等の検査を行います。

シ 環境汚染に係る事故の未然防止を図るため、保安管理に関する規準やノウハウの根拠、背景等を取りまとめた「保安管理ノウハウ集」の作成を行います。

(6) 公害被害等の防止と解決

ア イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施します。

また、イタイイタイ病の貴重な資料や教訓を後世に継承するための「イタイイタイ病資料館(仮称)」の整備に係る基本設計等を実施します。

イ 黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺住民のうち、観察を要する者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努めます。

ウ 地域住民の健康管理対策のため、市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をを行います。

エ 事業者等に対して施設の適切な維持管理を指導し、苦情の未然防止を図るとともに、市町村等と連携し、県民からの苦情相談等に対し速やかで適切な解決に努めます。

3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

とやま廃棄物プランに基づき、廃棄物の発生抑制等の取組みを県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援します。

また、廃棄物の循環的利用を促進するため、自動車リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の円滑な施行を図るとともに、富山市エコタウン事業等の先駆的な取組みを支援します。

さらに、廃棄物の適正な処理を推進するため、市町村等に必要な助言と協力を行うとともに、事業者や処理業者に対する監視指導や講習会等による普及啓発を行います。

(1) 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進

ア 県民総ぐるみで循環型社会の構築を図るため、関係団体、報道機関、行政等で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用等の取組みを実践する「ごみ

ゼロ推進大運動」を展開します。

イ とやま廃棄物プランの推進を図るため、(財)とやま環境財団と協力して、次の事業を実施します。

- ・メールマガジンによる廃棄物の発生抑制や循環的利用等に関する情報提供
- ・とやま環境フェア、ごみゼロ推進県民大会の開催

ウ 一般廃棄物のリサイクルを推進するため、市町村による使用済家電等の資源ごみ回収常設ステーションの新設に対し助成します。

エ マイバッグの持参を県民生活の中でごく当たり前のライフスタイルとして定着させるため、県民総ぐるみでレジ袋を断り、マイバッグを使用する「ノーレジ袋県民大運動2010」を展開し、マイバッグ持参の呼びかけや買い物マナーの普及啓発を実施します。さらに、レジ袋無料配布取止めで得られた県民の高い環境保全意識をきっかけとして、環境にやさしいライフスタイルへの転

- 換を促進するため「エコショッピング&クッキングコンテスト」及び「発掘！ごみ減量達人コンテスト」を開催します。
- オ 産業廃棄物の多量排出事業者に対して、計画的に発生抑制等の取組みを推進するよう指導します。
- カ 容器包装リサイクル法に基づく円滑な分別収集を促進するため、市町村等に対して必要な支援・協力を行います。
- キ 冷蔵庫等廃家電4品目やパソコンのリサイクルを促進するため、市町村等と連携を図りながら、家電リサイクル法等の普及啓発を行います。
- ク 自動車リサイクル法に基づく取組みを円滑に推進するため、法の趣旨やリサイクルの仕組み等について県民等に普及啓発を行うとともに、引取業者、解体業者等に対して、監視指導を行います。
- ケ リサイクル製品の利用拡大や、店舗、事業所の自主的な取組みを推進するため、リサイクル製品やリサイクルに積極的な店舗や事業所を認定するとともに、パンフレットやホームページ等により広報啓発します。
- コ ごみ焼却灰から生成される溶融スラグの利用を促進するため、県が実施する公共工事で溶融スラグを利用したアスファルト舗装材等を積極的に使用します。
- サ 産業廃棄物の多量排出事業者、多量排出事業者の産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の製造等を検討している事業者を対象に、廃棄物の減量化や再生利用を進めるための技術的支援を実施します。
- シ 堆肥の有効利用を促進するため、家畜ふん尿の良質堆肥化を指導します。
- ス 建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の再資源化を促進するため、事業者に対して、分別解体や再資源化について指導します。また、公共工事に伴う建設系廃棄物については、循環的な利用の促進に努め、その進捗状況を把握するため建設副産物実態調査を実施します。さらに、公共事業において認定リサイクル製品の利用促進を図ります。
- セ 木材資源の利用を促進するため、間伐材の搬出に係る費用の一部を補助します。
- ソ 「とやまの『旬』と『鮮』供給拡大モデル事業」としてこれまでのインショップ販売を発展させ、生産者、市場等の流通関係者、小売業者が一体となって、地場産野菜等を安定的に生産・供給するモデル的な仕組みづくりを進めます。
- また、その物流については、通いコンテナの整備・活用を推進することで、廃棄ダンボールの減少や物流コストの低減を支援します。
- タ 富山市エコタウン事業については、富山市と連携して円滑な展開を図ります。
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- ア 一般廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進するため、市町村等に対して、一般廃棄物処理計画の策定や処理施設の適切な維持管理等について助言します。また、処理施設の計画的な整備に向けて必要な協力を行います。
- イ ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減や、効率的なごみ処理を図るため、ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進します。
- ウ PCB 廃棄物の保管事業者に対して、適正な保管の徹底を指導します。また、北海道で処理することとなった高圧トランス等の PCB 廃棄物の適正な処理の推進に向けて、国や北海道と調整し、県の PCB 廃棄物処理計画に沿った運搬・処理体制の整備を図ります。
- エ 遵法性・情報公開・環境保全の取組みに関して「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準」に適合する処理業者を県のホームページで公開し、排出事業者が自らの判断で優良な

処理業者を選択できるよう情報を提供します。

オ 産業廃棄物の最終処分場や焼却施設等の適正な設置を図るため、廃棄物処理法及び産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、生活環境影響調査の実施や住民への説明会の開催等について事業者を指導します。

カ 県外から搬入される産業廃棄物については、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき事前協議を行い、県内の処理体制に影響を及ぼさないよう必要な指導を行います。

キ 産業廃棄物処理業者等の最終処分場や焼却施設について重点的に監視するとともに、マニフェスト制度の運用により、排出事業者が処理処分状況を的確に把握するよう指導します。

ク 不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、常勤の産業廃棄物監視指導員によるパトロールや猟友会会員及び関係機関と連携した広域的なパトロールを実施するほか、海上保安庁と連携した海上パトロール、ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施す

るなど、陸・海・空からのパトロール活動を展開します。

ケ 排出事業者や処理業者による不法投棄等の不適正処理を防止するため、県警や海上保安庁、環境省、市町村、(社)富山県産業廃棄物協会等と協力してパトロールを実施するほか、市町村による撤去活動を引き続き支援します。また、各種講習会や研修会を開催するほか、パンフレットやポスターの作成、配布により、不適正処理の未然防止を図ります。

コ 農業用廃プラスチックや廃農薬など農業生産資材廃棄物については、パンフレット等による啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収により、適正処理を推進します。

サ 下水汚泥処理基本計画に基づき、下水汚泥の有効利用や安定的、効率的な汚泥処理の推進に努めます。

シ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置者に対して、浄化槽の構造、保守点検、清掃、法定検査等に関する正しい知識の普及啓発に努め、適正な維持管理を推進します。

4 自然と共生したうるおいのある環境の実現

大日岳周辺や立山黒部アルペンルート沿線で登山歩道の整備や植生の復元を行います。

ツキノワグマについて出没情報のホームページでの提供や、ニホンザル、イノシシについて被害防除のための簡易電気柵の普及を推進するなど、人との共生を図ります。

また、富山県森づくりプランに基づく多様な森づくりや、「水と緑の森づくり税」を活用した県民全体で支える森づくりを推進します。

(1) すぐれた自然環境の保全

ア 地球温暖化等の環境変化が立山の植生に与える影響を把握するため、科学的な立山植生モニタリング調査を継続して行います。

イ 国立公園、国定公園等の開発行為について、法令に基づき厳正に許認可を行うとともに、自然公園指導員、自然保護指導員等による自然保護パトロールや利用者指導を行います。

ウ 自然環境保全地域において、巡視員による巡回を行うほか、保全計画に基づき、巡視歩道整備等の保全事業を実施します。

エ 中部山岳国立公園の立山地区及び黒部峡谷地区において実施しているごみ持ち帰り運動を推進します。また、アルペンルート沿線のターミナルやホテル、山小屋等の施設で生じるごみを公園外へ搬出して処理するとともに、室堂平を中心に美化清掃活動を行い、自然環境の保全に努めます。

(2) 自然とのふれあいの確保

- ア 県民の自然への関心を高め、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会等を実施します。
- イ 愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターの表彰など各種行事を行います。
- ウ 自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうため、立山地区の室堂平、弥陀ヶ原をはじめとした県内4地区の自然公園等にナチュラリストを配置し、自然解説を行います。また、ナチュラリストの専門性を活かし、自らが企画・提案する多彩なプログラムに基づく「ナチュラリスト自然ふれあい塾」を開催します。
- エ 青少年から自然保護に関する意識の向上を図るため、小学4年生から中学3年生を対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を開催します。
- オ ナチュラリストと連携し、ジュニアナチュラリストに対して自然解説活動や自然観察会への参加機会を提供し、ジュニアナチュラリストによる自然体験活動を推進します。
- カ バードマスターや自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を図ります。
- キ 自然や野生生物の映像を通して、野生生物との共生や地球の環境保全への理解を深めるため、第10回世界自然・野生生物映像祭の開催準備を支援します。
- ク 本県の生物多様性等の取組みを国内外にアピールするため、COP10でのブース出展、COP10出席者向けのエキスカーションを実施します。
- ケ 自然環境教育を推進するため、立山自然保護センター、自然博物館「ねいの里」及び「頼成の森」森林科学館に子ども向け図書や映像ソフト等を整備

します。

- コ 自然公園等の施設整備を推進するため、次の事業を行います。
 - (ア) 国立公園については、山岳の景観と環境の保全、登山者の安全性の確保を図るため、国直轄事業等により、歩道の整備と植生の復元、侵食防止のための木製土留工などを実施します。
 - (イ) 能登半島国定公園については、雨晴園地において、展望休憩所の改修を実施します。
 - (ウ) 県立自然公園や中部北陸自然歩道について、施設整備に対して補助を行います。
 - (エ) 僧ヶ岳周辺の貴重な自然環境を保全するための県立自然公園の新規指定に向けて、関係機関との調整を行います。
 - (オ) 山岳環境の保全のため中部山岳国立公園において、山小屋等の排水処理施設の整備に対して補助を行います。
- サ 新港の森、太閤山ランド、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園及び頼成の森については、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理に努めます。
- シ 立山山麓家族旅行村については、利用の増進が図られるよう適切な管理運営に努めます。
- ス 山岳遭難防止対策として、立山センターで山岳等の総合情報を提供するなど安全登山を推進します。
- セ 有峰の豊かな森林や文化を守り、森林環境学習等に活用していくため、語り部講等の開催や有峰森林文化村祭への支援、有峰ハウス、ビジターセンター等の施設の管理・運営などを行い、「水と緑と命の森を永遠に」を基本理念として設立された有峰森林文化村の活動を推進します。

(3) 生物多様性の確保

- ア ライチョウの保護のため、立山一帯

で生態・生息環境調査や病理検査を実施するとともに、室堂山周辺、みくりが池、地獄谷周辺の区域において繁殖期のスキーヤー等の立入りを規制します。また、薬師岳において、17年ぶりに生息数調査を行います。

イ イヌワシの生息環境を守るため、営巣地に設置した観察カメラを利用し、生態観察を行うとともに、保護指針をもとにイヌワシと人との共生を目指します。

ウ 「レッドデータブックとやま」の改定に着手し、生物多様性の現状把握や課題抽出に取り組みます。

エ ビオトープマニュアルの活用により、地域の自然環境に配慮した各種開発行為の実施の推進を図り、生き物の棲む環境の保全と創造を目指します。

オ 美女平からブナ坂にかけてのアルペンルート沿線において、ブナ林の更新を図るため、ブナ苗木の保育等を行います。

カ 立山の高山植物を保護するため、21年度に策定した外来植物除去対策検討会報告書に基づき立山センターを拠点として、アルペンルート沿線に見られるセイヨウタンポポ等の外来植物の除去を計画的、効果的に進め対策を講じます。

キ ナチュラリストやバードマスターの野外活動を通じ、種の多様性や生態系の保全に関し、普及啓発を図ります。

ク 有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっているハンターの育成・確保対策を推進するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、ニホンザル保護管理計画や、ツキノワグマ保護管理計画に基づく総合的な被害防除対策及びイノシシ出没対策マニュアルによる被害対策知識の普及を進めるほか、自然博物館「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置します。

また、鳥獣被害を受けにくい協働の地域づくりのために、「富山県野生動物被害防止対策会議」を開催して、関係

者の連携体制を強化するとともに、「野生動物被害防止対策プロジェクトチーム」による、人材育成、技術研修など地域への支援活動を実施します。

ケ 中山間地域の景観保全と野生生物との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を引き続き行います。

コ 健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除及びカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進します。

(4) 豊かで美しい森づくりの推進

ア 富山県森づくりプランで示す、森林の状態、地域ニーズ等に対応した多様な森づくりを基本として、20年3月に策定した「富山県森林・林業振興計画」に沿って、魅力ある林業の構築と健全な森づくりを目指します。

イ 「水と緑の森づくり税」を活用し、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりと、とやまの森づくりを支える人づくりなどを県民参加のもと実施します。

ロ 地域や生活に密着した里山の再生整備を県民協働で推進する「里山再生整備事業」と、スギ人工林を公益的機能の高い広葉樹との混交林へと誘導する「みどりの森再生事業」を重点的に実施するとともに、拡大する竹林対策として、地域住民による竹林の継続的な伐採による林種転換や利活用体験、生産者と利用者との竹資源利活用のネットワーク化への支援を実施します。

リ とやまの森づくりサポートセンターを通じた森林ボランティア活動の強化や、森林環境教育の推進、ホームページによる森づくり情報の提供、森づくりにつながる県産材の良さのPRのほか、県民自らが実施する森づくり事業への支援を実施します。

5 快適な環境づくり

清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並み、歴史的雰囲気にも満たした落ち着いたたたずまいなど、魅力ある郷土づくりに欠くことのできない快適な環境づくりのため、水や緑の保全等を推進します。また、景観条例に基づき、総合的かつ計画的にうるおいのある景観づくりを進めます。

(1) 県土美化推進運動の展開

ア 日本一きれいな県土づくりをめざし、県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県土美化推進功労者表彰の実施、広報誌等による啓発活動を実施します。

イ 県土美化推進県民会議が中心となり、地域住民や関係団体等の協力を得て、4月から9月にかけて、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を展開します。

また、6月1日から9月30日までを「みんなできれいにせんまいけ大作戦」期間とし、各市町村の海岸、河川、公園等の清掃美化活動を実施します。

ウ ごみゼロの日（5月30日）、県土美化の日（6月6日）等における統一活動を推進し、「日本一のきれいな県土」の実現をめざします。

エ 県管理道路においては継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア制度」を実施しており、また県管理河川においては河川環境の美化保全等の河川愛護活動を支援するなど、地域住民等と連携して、きれいな県土づくりに取り組みます。

(2) 心地よい水辺環境の創造

ア 本県が誇る水環境のシンボルである「とやまの名水」など、本県の優れた水環境を保全するため、21年度に開設した「とやま名水ナビ」を活用するなど、各種の機会を捉えて情報発信します。

イ 「とやまの名水」の飲用に起因する健康被害の発生を防止するために、市町村が実施する水質検査に対する指導・助言や「とやまの名水」の衛生管理に関する調査研究を行うとともに、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催して、管理者、市町村等における情報交換を行い、衛生管理の技術向上を図るなど、「とやまの名水」を安心して利用できるよう衛生管理の徹底に努めます。

ウ 河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりを推進します。また、親水機能、環境保全機能等を有する農業用水路等の保全と整備を推進します。

エ 親水型の公園の整備を図るため、ポータルネッサンス21計画を推進するとともに、富岩運河環水公園の整備を行います。

オ 美しい海岸を守り、快適な環境をつくるため、ふるさと海岸整備事業を推進します。また、海岸に漂着した流木等を地元市町や地域住民等と連携して処理し、良好な海岸環境の維持に努めます。

(3) 里や街における豊かな緑の保全と創造

ア 家庭や地域における緑化活動を進めるため、花と緑の銀行において花の苗や緑化木の配布を行います。また、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図るとともに、とやまオープンガーデン推進事業を展開し、新たな緑花グループの発掘を促し、県民が主役となった緑化運動を展開します。

イ 県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点施設づくりを推進するため、中央植物園を核とした植物公園ネットワークの機能充実を図ります。

ウ 花と緑の富山を印象的にアピールす

るため、花と緑の銀行において駅前や空港に設置した花だより花壇に四季折々の花などを植栽します。

エ 子供から大人まで幅広く花と緑に親しむ機会を創出するため、花と緑の銀行において、花みどりふれあいフェアを開催するとともに、インターネット等を活用して県内の花や緑の見ごろにあわせた開花状況等の情報提供を実施します。

オ 緩衝緑地として富山新港地区の「県民公園新港の森」や富山空港地区の「空港スポーツ緑地」があり、運動施設等を備えたこれらの公園が県民に親しまれるよう運営、管理に努めます。

(4) うるおいのある景観の保全と創造

ア 景観づくりを総合的、計画的に推進するため、景観条例に基づき、大規模行為及び立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策を実施します。また、県民や市町村等の景観づくりの取組みを支援するために、景観アドバイザーの派遣及び景観づくり補助事業を実施します。さらに、景観に関する意識の向上や景観づくりの取組みを奨励するため、「うるおい環境とやま賞」の表彰を実施します。

イ 景観の重要な構成要素の1つである屋外広告物の許可基準等を見直した条例を7月から施行します。

ウ 地域の特性に配慮した景観整備の具体化を推進するため、社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）等を活用し、優れた景観整備等を推進します。

エ 海浜空間の面的な整備により住民が海と親しみ憩える場の形成を目指し、海岸整備事業を推進します。

オ 河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、河川改修にあたっては多自然川づくりを推進します。

カ 渓流の持つ優れた景観や生態系等の自然環境と調和し、個々の渓流の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑が豊かな渓流づくりを推進します。

キ がけ崩れ対策の実施にあたっては、斜面が有する優れた景観や生態系を保全する観点から、自然環境や景観上好ましい状態を保ちつつ、緑豊かな斜面空間の創出を推進します。

ク 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等を目指す「新とやまのみち BIG 作戦」を進めます。

ケ 自然とやすらぎの空間として農村や山村を楽しむことにも配慮しつつ、農道や林道の整備を進めます。

コ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき整備した中核施設や地域拠点を中心に、地域住民が主体となって取り組む美しい散居景観を保全するための活動に関係団体、関係市と連携して支援します。

サ 屋敷林（カイニョ）に覆われた緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全に関する住民協定締結を促進するとともに、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など住民の活動を支援します。

シ 棚田地域を含む農村における多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、「富山県農村環境創造基金」により、農村環境保全に関する研修会の開催、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や活動推進、子供の農作業体験等への活動支援を実施します。

ス 「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、農山漁村地域における自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進します。

セ 地域ぐるみで取り組む水路の江ざらいや小修繕、花の植栽などの共同活動や、農薬、化学肥料の低減など環境に配慮した先進的な営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を推進し

ます。

(5) 歴史や文化をいかした街づくり

- ア 市町村が実施するまちなみ保全の環境整備事業に対して助成を行います。
- イ 市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して助成を行います。
- ウ 市町村が実施する史跡等を利用した公園（いわゆる文化財公園）の環境整

備に対し、助成を行います。

(6) 快適なトイレの推進

- ア 快適なトイレの整備、維持管理等を推進するため、快適トイレ推進プランの普及を図ります。
- イ 民間の山小屋事業者が整備する環境に配慮したトイレの整備、改良に対し、助成を行います。

6 地球環境の保全への行動と積極的貢献

とやま温暖化ストップ計画の改定や企業の地球温暖化対策を促進する制度創設を検討するとともに、エコライフの実践の呼びかけや家庭における省エネ設備の導入促進、中小企業者の省エネの取組みの支援、エコドライブの促進のほか、新エネルギーの導入促進として、庄発電所（仮称）（砺波市）の建設など農業用水を利用した小水力発電の推進や住宅用太陽光発電システム導入への補助、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりの推進など、官民の連携のもとに、あらゆる分野で地球温暖化対策の取組みを充実、強化します。

また、黄砂、酸性雨に関する実態調査を実施します。

さらに、国際的なレベルで環境協力が実施できる中核拠点として10年9月に政府所管の公益法人として設立された財環日本海環境協力センターの運営を支援し、各種の環境協力や調査研究及び施策支援事業を推進するほか、同センターが国連環境計画（NOWPAP）の地域活動センター（CEARAC）として実施する事業に対し、必要な支援を行います。

(1) 地球環境保全行動計画の推進

地球環境保全に向けた自主的な取組みを推進するため、地球環境保全に関する情報を体系的に県民に提供する「とやま地球環境ポータルサイト」を引き続き運営するとともに、「エコライフ・アクト大

会」の開催などにより、環境に配慮したライフスタイルの一層の定着を推進します。

(2) 地球温暖化対策の推進

本県の温室効果ガスの排出状況や国の対策、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、とやま温暖化ストップ計画の改定や企業の地球温暖化対策を促進する制度創設の検討を進めます。

ア 全庁をあげて地球温暖化対策に取り組むための庁内組織である「地球温暖化対策推進本部」や、有識者、経済界、県民の代表からなる「地球温暖化対策県民会議」において、実効性のある取組みを総合的に検討します。

イ 富山県地球温暖化防止活動推進センターである財とやま環境財団と連携し、地球温暖化防止県民大会を開催するとともに、県民や企業の優れた取組みを「とやまストップ温暖化アクト賞」として表彰します。

ウ 財とやま環境財団の地球温暖化防止に関する啓発活動等の支援を行います。また、地域における取組みを推進するため、地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。

エ 10歳の児童が中心となって、10項目の地球温暖化対策を10週間、家族とともに取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」を、県内61の小学校において実施します。

オ マイバグの持参を県民生活の中で

- ごく当たり前のライフスタイルとして定着させるため、県民総ぐるみでレジ袋を断り、マイバッグを使用する「ノーレジ袋県民大運動2010」を展開し、マイバッグ持参の呼びかけや買い物マナーの普及啓発を実施します。さらに、レジ袋無料配布取止めで得られた県民の高い環境保全意識をきっかけとして、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進するため「エコショッピング&クッキングコンテスト」及び「発掘！ごみ減量達人コンテスト」を開催します。
- カ 暮らしでの地球温暖化対策の1つとして資源ごみの分別回収を推進するため、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの新設に対して助成します。
- キ エコライフの実践を進めるため、「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを継続実施するとともに、環境月間である6月に「エコライフ・アクト大会」を開催し、引き続き県内10市において「エコライフ・イベント」を実施します。また、幼稚園や保育園に通っている幼児とその保護者を対象に、紙芝居やクイズなどを通して楽しくエコライフの大切さを学ぶ「はじめてのエコライフ教室」を県内全市町村で開催するとともに、スポーツイベント等において飲料用リユース容器をモデル導入し、併せて環境に関するパネル展示や選手からのエコライフ実践の呼びかけを行う「気軽にエコライフ・アクト」事業を実施するなど、エコライフを実践する場や機会を提供します。
- ク 中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及拡大を図るため、「エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラム」（多くの事業者が一斉に「エコアクション21」の認証・取得を目指す事業）を実施します。
- ケ 中小企業者の地球温暖化対策を推進するため、省エネに関する相談窓口を（財）とやま環境財団に設けるとともに「とやま省エネ鑑定団」と連携し、事業者のエネルギー使用の実態把握や分析を行い、省エネルギー対策の実現に向けた効果的な取り組みを推進します。
- コ 小規模事業者の省エネルギー推進活動を支援するため、県商工会連合会を通して専門家の巡回指導等による普及啓発活動を実施します。
- ク 中小企業等が省エネ施設又は設備を整備する際に、費用の一部を補助します。
- カ 中小企業者の地球温暖化防止施設の整備や低公害車の購入に対し、低利資金を融資します。
- キ とやま温暖化ストップ計画の進行を管理するため、20年度の温室効果ガス排出量を算定します。
- ク 「エコドライブ推進大運動」の新たな取り組みとして、エコドライブ講習会を受講する民間事業者に受講費を助成するとともに、燃費の推移等を記録・管理する自動車用環境家計簿を普及することにより、エコドライブの方法及び効果の理解促進を図るほか、エコドライブ推進員を配置し県民へのアドバイスを実施するなど、エコドライブとやま推進協議会等と連携してエコドライブの定着を推進します。
- ケ 市町村による電気自動車急速充電設備の設置事業に助成し、県民が航続距離の不安なく電気自動車を利用できる体制を整えます。
- コ 運輸部門からの温室効果ガスの排出量削減を推進するため、ノーマイカー運動やパークアンドライドの一層の推進を図るほか、鉄軌道の施設整備やバス路線の運行維持等を支援するなど公共交通の維持活性化・利用促進に向けた取り組みを推進します。
- カ 荷主企業奨励金制度による地元港湾利用の促進に取り組み、環境負荷の低減を図ります。
- キ バイパスや環状道路の整備、交差点改良等、二酸化炭素排出抑制効果の高い道路整備の重点化を図り、渋滞が無くスムーズに走れる道路を着実に推進

- します。
- ツ 平成22年度より、砺波市庄川町において、庄川右岸幹線用水を利用した庄発電所（仮称）の建設事業に着手し、水資源の有効利用に資するとともに、クリーンエネルギーを開発することにより環境負荷の低減を図ります。
- テ 地球温暖化対策に貢献できる環境にやさしいクリーンエネルギーである農業用水を利用した小水力発電の推進を図るため、制度の研究や可能性地区の調査検討、普及啓発を行います。
- ト 産学官連携による小水力発電のモデル的技術開発や新エネルギーの共同研究を支援するとともに、賦存量、導入状況等の調査や新エネルギービジョンの改定に取り組みます。
- ナ 県内住宅への太陽光発電システムの導入に対し、引き続き、国と協調して補助を行います。
- ニ 家庭における地球温暖化対策を推進するため、高効率給湯器をはじめとした家庭用省エネ設備をモデル的に導入する家庭に補助します。
- ヌ 「環境調和型先端技術研究推進会議」を県立大学に設置し、学際的な共同研究と産学連携を推進することにより、地球温暖化の防止等の技術開発研究を推進します。
- ネ 賑わい創出や観光振興、さらには、環境学習の推進のため、都市部の貴重な水辺空間である富岩運河において、二酸化炭素を排出しないソーラー船「sora」を運航します。
- ノ 省資源、省エネルギー運動を推進するため、ポスター等の啓発物品の配布や、省資源・省エネルギーに関する各種情報を県ホームページや情報誌に掲載するなど、普及啓発活動を行います。
- ハ 二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分発揮されるよう、森林吸収量確保推進計画に基づく森林の整備・保全を着実に推進します。
- ヒ 環境マネジメントシステムの啓発等により、省資源・省エネルギーに配慮した事業活動の普及を図ります。
- フ 公用車に電気自動車を率先導入するとともに、低公害車・小型車化（21～24年度で200台）を推進します。
- ヘ 計画的に県有施設の省エネ化を推進するため、各施設の省エネ対策を検討する調査を実施します。
- ホ 県有施設においてLED照明の導入や高効率空調機への更新等の省エネ改修や太陽光発電システムの導入を図るとともに、中央病院でESCOを活用した冷熱源設備の省エネ改修を実施します。
- マ 市町村公共施設へのLED照明導入等の省エネ改修、太陽光発電システムの導入等に支援します。
- (3) 地球環境保全のためのその他対策の推進
- ア オゾン層の保護や地球温暖化の防止のため、フロン回収・破壊法に基づき、回収業者の登録等を行うとともに、法令の周知徹底を図るなど適正なフロン類の回収等を推進します。
- イ 酸性雨による生態系等への影響を未然に防止するため、雨水や植生等への影響についてモニタリング調査を実施します。
- ウ 黄砂の実態を解明するため、黄砂成分を調査するとともに、ライダーモニタリングシステムにより飛来状況を把握します。
- (4) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力
- ア 国、国際機関等と連携を図りながら、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)の活動を支援し、環日本海地域における国際環境協力を推進します。
- イ NPECと連携して、環境保全に関する次の交流推進、調査研究事業を推進します。
- (ア) 「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を運営し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や

自治体間での環境協力事業について検討を行います。

- (イ) 対岸地域と環境の状況等に関する情報交換や協力事業の協議を行うとともに、大気保全等に関する環境技術研修員の受入れを行います。
- (ロ) 環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに地域住民の環境保全意識の醸成を図るため、沿岸諸国の自治体や NGO と連携して海辺の漂着物調査を実施するほか、海洋ごみアクション・フォーラムを開催します。また、富山県内において海洋ごみに関する環境教育学習活動を実施し、その事例を取りまとめ、発信します。さらに、中国遼寧省との大気環境に関する共同調査研究を実施します。
- ウ 北東アジア地域において顕在化している環境問題に対応するため、「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」で取りまとめられた「とやま宣言」に基づき、北東アジア地域の産学官が連携協力して、環境保全のための具体的な取組みを一層進めます。
- (ア) 日本、中国、韓国、ロシア、モンゴルの産学官が参加して「黄砂の視程調査」を実施し、統一的手法による黄砂の実態把握を行います。
- (イ) 環境保全の技術情報の共有化を図るため、環境に関する国際フォーラムに積極的に参加します。
- (ロ) 環境保全活動の体験を通じて青少年の環境教育を推進する「北東アジア地域環境体験プログラム」を中国遼寧省で実施します。

(5) 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) の推進

ア NOWPAP の地域活動センター (CEARAC) に指定された NPEC が国際的な役割を適切に果たせるよう、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関する取組みやリモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を支援

します。

- イ NOWPAP の活動を推進するため、NPEC が実施する次の事業を支援します。
- (ア) 日本海の富栄養化状況評価を行うため、富山湾と九州北西部海域を対象として行うほか、国内の専門家から助言を得るための国内検討委員会を開催します。
- (イ) 環日本海における生物多様性を指標とした沿岸環境評価手法の開発を進めるため、富山湾をモデル海域として調査研究を行います。また、生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) にあわせ、国内外の専門家を招へいし、海の環境や生物多様性について考える国際フォーラムを開催します。
- (ロ) CEARAC の優先課題である沿岸環境評価 (赤潮を含む有害藻類の異常繁殖) 及び特殊モニタリング (リモートセンシング) に関する取組み等を推進するため、国内の専門家から助言を得るための国内検討委員会を開催します。
- (イ) リモートセンシングにより、海洋環境データを受信・解析し、NOWPAP を含む国内外に有用な情報を発信する「環日本海海洋環境ウォッチ事業」を、環境省と連携して推進します。
- ウ NOWPAP の RCU 富山事務所の活動を、国、国際機関等と連携を図りながら支援します。

(6) 日本海学の推進

環日本海地域及び日本海を一つの循環・共生体系としてとらえ、過去、現在及び未来にわたる当該地域の人間と自然の関わりを総合学として学際的に研究する日本海学について、日本海学推進機構を中心に、県内外の研究機関等と連携して推進します。特に、自然や環境をはじめ、富山湾の総合的な魅力を伝える「神秘の海 富山湾読本」(仮称) を2ヵ年かけて制作していくほか、日本海の海洋環

境などをテーマとした日本海学研究グループに対する支援事業を実施します。ま

た、日本海学講座・シンポジウム等を実施します。

7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

レジ袋の無料配布取止めを契機としたエコライフの推進やエコドライブの普及を始めとして、各主体の公平な役割分担のもとで、自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会への展開を図るための各種施策を実施します。また、県民の自主的な取組みを推進するため、環境教育推進方針に基づき、こどもエコクラブの活動支援や学習機会の提供等を通じて環境教育を推進します。

(1) 環境保全活動へのみんなの参加

ア 6月の環境月間に向けて、ポスターの募集や展示、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行います。

イ 日常生活の中でのごみや二酸化炭素等の排出を極力抑制する取組み（エコライフ）を促進するため、環境とやま県民会議の各活動主体の連携協力により、レジ袋の削減など県民総ぐるみでの取組みを推進します。また、6月に開催する「エコライフ・アクト大会」や県内10市における「エコライフ・イベント」、プロスポーツイベント等において飲料用リユース容器をモデル導入し、併せて環境に関するパネル展示や選手からのエコライフ実践の呼びかけを行う「気軽にエコライフ・アクト」事業、「とやま環境フェア」等の各種イベントを通じて、県民のエコライフ実践を一層推進します。

さらに、「エコドライブ推進大運動」のこれまでの取組みに加え、「エコライフ・イベント」や「環境フェア」等において、エコドライブの効果などを広く県民に紹介するとともに、エコドライブ統一シンボルマークを活用し、「とやまエコドライブ宣言」の新たな目標（宣言者数10万人）の達成に向けて普及啓発を図るなど、県民総ぐるみの運

動を推進します。

ウ 地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者及び行政が一体となって取り組むため、(財)とやま環境財団が実施する次の事業を支援します。

(ア) 個人・家庭、NPO、企業、行政が環境保全活動の協働を進める基盤としての環境ネットワークの形成を推進します。

(イ) 環境NPO等の活動を助成するとともに、環境ライブラリー等により環境教育を支援します。また、出前講座を実施します。

(ウ) 地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。

(エ) エコアクション21認証・登録制度の普及啓発を図ります。

(オ) 県民、事業者等に対する環境保全活動の普及を図るため、(財)とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、環境保全相談員が、環境保全活動の進め方、ごみ減量化や地球温暖化防止活動の推進方策について相談業務を実施します。

エ 県民、事業者、行政が一体となって、ごみゼロ型社会の実現に向けた取組みを推進するため、「ごみゼロ推進県民大会」を開催します。

オ 環境負荷の低減を目的の一つとする「ノーマイカー県民運動」の一層の展開を図るため、交通事業者の協力も得て実施する「県・市町村統一ノーマイカーウィーク」への多くの県民の参加を働きかけます。

カ 中小企業者の環境問題への適切な対応を図るため、(財)富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行います。

キ 中小企業者における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するた

め、中小企業者が設置する公害防止施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、地下水の保全施設、山岳地トイレ、地球温暖化防止施設の整備、低公害車の購入等に要する資金を長期・低利で融資します。

ク 畜産環境保全に係る施設導入に対し、リース事業の積極的活用について指導を行います。

(2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習

ア 環境教育推進方針に基づき、環境教育情報の発信や地域の環境施設や事業者等と連携協力して、親子が環境について体験学習する「とやまエコキッズ探検隊」の実施など、家庭、地域、事業者等が連携した取組みを推進します。

イ 幼稚園や保育所に通っている幼児とその親を対象に、紙芝居やクイズなどを通して楽しくエコライフの大切さを学ぶ「はじめてのエコライフ教室」を県内全市町村で開催します。

ウ 小学生等が環境に関する実験等に取り組む機会を提供する「夏休み子供科学研究室」を開催するほか、中高生を対象に、科学部等での環境に関する自主的な調査研究を支援するとともに、環境フェアで成果発表、表彰する「ジュニアエココンテスト」を実施します。

エ 幼稚園・保育所等へ「ソーラービオトープ」の整備を支援するとともに、幼児向けの環境学習用教材を作成・配布するなど、環境教育のための各種教材等の整備を進めます。

オ 立山黒部アルペンルート沿線での外来植物除去作業を通じて自然環境保全の重要性を親子で学ぶ県政バス教室を実施します。

カ 子どもたちによる自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブの登録やその活動の支援を行うとともに、希望する学校、地域団体、企業などに講師を派遣する出前講座を実施します。また、環境に関する話題について、住

民等との意見交換を行う出前県庁（しごと談義）を実施します。

キ 環境保全に積極的に取り組む児童を育てるため、総合教育センターの研究主事が指導者となり、希望する小学校の教員を対象として、「地域や学校周辺の自然観察」や「水生生物の調べ方」等、身近な自然環境を調べる方法や総合的な学習の時間と関連する実験や観察についての研修を行います。

ク 文部科学省等が主催する環境教育に関する研修会に教員を派遣し、環境教育の指導者育成に努めます。

ケ 愛鳥思想の普及啓発のため、バードウォッチングや野鳥を中心とした自然教室を開催します。

コ ジュニアナチュラリストに対してナチュラリストの自然解説活動や自然観察会への参加機会を提供し、活動を支援します。

サ 水と緑の森づくり税を活用し、児童・生徒をはじめ広く一般県民を対象に、フォレストリーダーが指導者となって、出前講座や森林教室を行う「森の寺子屋」を開催します。

シ 農業・農村の理解と環境保全への関心を深めるため、子どもたちの農業・農村体験学習や農業用水での生き物調べを実施します。

ス 自然環境教育を推進するため、立山自然保護センター、自然博物館「ねいの里」及び「頼成の森」森林科学館に子ども向け図書や映像ソフト等を整備します。

(3) 事業者としての県の環境保全率先行動

ア 新たに構築した簡素で効率的な県庁独自の環境マネジメントシステムに基づき、引き続き環境に配慮したオフィス活動に取り組むとともに、エコイベント実施方針による取組みや公共事業での環境配慮など、県が実施する全ての事業で環境への負荷を軽減する取組みを推進します。

イ 新県庁エコプラン第2期計画を推進

します。特に、エネルギー使用量の多い施設においては、省エネルギー診断や省エネルギー設備等の導入を図ります。

ウ グリーン購入調達方針の特定調達品目（重点的に環境物品等の調達を推進する品目）を18分野229品目に拡大し、引き続き環境物品等の調達の推進に努めます。また、富山県リサイクル認定製品の優先的な調達に努めます。

エ 公用車に電気自動車を率先導入する

とともに、低公害車・小型車化（21～24年度で200台）を推進します。

オ 計画的に県有施設の省エネ化を推進するため、各施設の省エネ対策を検討する調査を実施します。

カ 県有施設においてLED照明の導入や高効率空調機への更新等の省エネ改修や太陽光発電システムの導入を図るとともに、中央病院でESCOを活用した冷熱源設備の省エネ改修を実施します。

8 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

今日の環境問題に総合的視点で取り組むため、総合的な環境対策を推進します。また、環境影響評価条例等に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、適切な環境影響評価の実施を指導します。

(1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画

ア 16年度に策定した第7次富山・高岡地域公害防止計画に基づき、関係機関と連携して、環境を改善するための各種事業を総合的かつ計画的に実施します。

イ 公害防止計画に基づく事業の実施状況や効果を把握し、計画に掲げる施策の着実な推進に努めます。

(2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進

ア 大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価条例に基づき、適切な環境影響評価を推進します。

イ 公害防止条例に基づき、工場等の新增設に当たっては、事業者と事前に公害防止対策等について協議を行い、計画段階からの公害の未然防止を図ります。また、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を推進します。

ウ 土地対策要綱に基づき、一定規模以

上の土地の開発に当たっては、開発事業者と事前に生活環境や自然環境の保全について協議を行い、環境汚染の未然防止を図ります。

(3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

ア 環境科学センターにおいて、地球温暖化、循環型社会構築、水質環境保全等に関する次の調査研究を行います。

・富山県における地球温暖化の影響等に関する調査研究

・東アジア地域からの大気降下物に関する研究

・富山湾をフィールドとした新たな水質環境指標に関する研究

・省エネに配慮した排水処理施設の運転管理技術に関する研究

・富山県における循環型社会構築に関する研究

・冬期間における地下水位の変動に関する研究

イ 衛生研究所において、イタイイタイ病の予防に関する研究のほか、化学物質の汚染の評価や衛生動物の分布に関する次の調査研究を行います。

・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究

・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

・衛生動物の生態分布に関する調査研

究

- ウ 工業技術センターにおいて、産業廃棄物の有効利用を図り、また、環境負荷を低減するものづくり技術を開発するため、バイオ燃料生産微生物のスクリーニング法に関する研究、発光細菌を用いた環境モニタリングに関する研究、複合化によるFRPのリサイクル技術に関する研究、水素を用いた熱流量可変伝熱板の開発等について研究を行います。
- エ 農林水産総合技術センター農業研究所において、神通川流域等のカドミウム汚染田のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安全確認調査を行います。
- オ 農林水産総合技術センター畜産研究所において、家畜ふん尿の堆肥化過程や畜舎周囲における簡易な脱臭技術について調査研究を行います。
- カ 農林水産総合技術センター森林研究所において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予測に関する調査を行います。
- キ 農林水産総合技術センター木材研究所において、持続的生産が可能なバイオマスの有効利用に関する次の調査研究を行います。
 - ・プラスチックを代替する木質素材の成型技術の開発
 - ・農林廃棄物等を利用した熱可塑性樹脂の開発
- ク 農林水産総合技術センター水産研究所において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行います。
 - ・漁場環境状況に関する調査
 - ・富山湾の底生生物調査
 - ・富山湾の藻場の分布に関する調査

(4) 環境コミュニケーションの推進

- ア 県民等が環境に関する情報を容易に収集できるよう、インターネット等を活用して、迅速でわかりやすい情報の

提供に努めるとともに、情報の積極的な公開に努めます。

- イ 環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、県民等の環境に関する考え方や施策に対するニーズの把握に努めます。

(5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり

- ア パブリックコメントの実施などにより、環境保全の仕組みづくりについて、県民参加により検討する機会を設けます。
- イ 各活動主体の連携協力により、県民総ぐるみでの環境保全を推進するため、「環境とやま県民会議」において、参加117団体それぞれが環境配慮行動を設定して実践する「一団体一宣言」運動を展開します。